

芦之湖漁業協同組合
内共第5号第5種共同漁業権

遊 漁 規 則

芦之湖漁業協同組合

芦之湖漁業協同組合 遊 漁 規 則

(目的)

第1条 この規則は芦之湖漁業協同組合が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場の区域（以下「漁場区域」という）において組合員以外の者に対する当該漁業権の対象となっている水産動物（やまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウントラウト、うぐい、わかさぎ、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス）の採捕（以下「遊漁」という）についての制限事項を定めることを目的とする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 この漁場区域内で餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣りの漁具、漁法によって遊漁しようとする者は、あらかじめ第8条の規程による遊漁料を納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法以外の漁具漁法によって遊漁してはならない。

2 この漁場区域で第2条に掲げる漁具漁法により遊漁する場合は、使用する釣り竿又は手釣り仕掛け及び曳縄釣り仕掛けは、1人合計2本以内とする。

3 この漁場区域で撒き餌、軟質プラスチック製疑似餌及び合成素材付け餌を使用して遊漁してはならない。

(注) 軟質プラスチック製疑似餌：ワーム（プラスチックワーム）に代表される軟質プラスチックで造られた疑似餌。ミミズ型、小魚型、ザリガニ型、オタマジャクシ型、イモリ型など様々な形に造られたもの。

(注) 合成素材付け餌：天然素材で作られていない付け餌。（例えばパワーエッグなど）

4 この漁場区域でわかさぎ釣り及びひめます釣りを除き胴突釣り仕掛けを使用して遊漁してはならない。

5 この漁場区域で次のア欄に掲げる漁法によってイ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 漁 法	イ 期 間
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣り で仕掛けの長さが竿先から 15m 未満のもの	3月1日から4月30日までの期間で組合が定め公示する期間 組合が定め公示する区域で、心臓疾患、視覚機能の障害、精神の機能の障害、言語機能の障害、運動機能の障害その他の疾病又は身体機能の障害があり、船舶の利用に関して支障をきたすと組合が認めた者が遊漁する場合を除く
岸からの餌を用いた手釣り、竿釣り で仕掛けの長さが竿先から 15m 以上のもの	3月1日から5月31日まで
餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄 釣り	2月1日から2月末日まで
ひめますの胴突釣り仕掛けを使 用した釣り	組合が定め公示する期間

6 この漁場区域で次のア欄に掲げる区域においてイ欄の漁法によってウ欄の期間中遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 漁 法	ウ 期 間
三ツ石の突端から亀ヶ崎の突端を結んだ線以西の湖面	餌を用いた手釣り、竿釣り	3月1日から 5月31日まで
箱根町元箱根136地先庭石と箱根町元箱根134-3地先の棧橋付根(北緯35度12分22秒、東経139度01分02秒)を結んだ線以東の湖面のうち組合が指定する区域	餌及び疑似餌を用いた手釣り、竿釣り、曳縄釣り	3月1日から 4月30日まで 10月1日から 11月30日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
やまめ、いわな、にじます、ブラウントラウト、ひめます	2月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間
わかさぎ、うぐい、おいかわ、ふな、こい、オオクチバス	3月1日から12月31日までの期間で 組合が定め公示する期間

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず次のア欄に掲げる区域において遊漁してはならない。

ア 区 域	イ 期 間
	百貫の鼻突端と立岩突端とを結んだ線以西の湖面

(夜間の遊漁禁止)

第6条 遊漁の時間は日の出1時間前から日没1時間後までとし、前記の時間以外の夜間の遊漁は禁止する。

2 日の出、日没の時間は芦ノ湖を基準として組合が定め、公示するものとする。

(全長及び採捕尾数制限)

第7条 次の表のア欄に掲げる魚種についてはイ欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない

ア 魚 種	イ 全 長
やまめ	18 cm
いわな	18 cm
ひめます	18 cm
にじます	18 cm
ブラウントラウト	18 cm
こい	18 cm
オオクチバス	25 cm

2 次の表のア欄に掲げる魚種を漁場区域より持ち帰る尾数は、一日あたりイ欄に掲げる尾数までとする。

ア 魚 種	イ 尾 数
ます類	15尾
オオクチバス	5尾

(ます類とはやまめ、いわな、ひめます、にじます、ブラウントラウトをいい、尾数はこれらの合計尾数とする。)

(遊漁料の額および納付の方法)

第8条 第2条に掲げる漁具漁法を使用して遊漁する場合で、芦之湖漁業協同組合事務所（箱根町箱根561番地）、芦ノ湖水産センター（箱根町箱根184番地の1）、組合が指定するオンラインシステム（以下「オンラインシステム」という。）、その他組合が定める遊漁承認証取扱店において納付するとき（一般売り）、または遊漁する場所において漁場監視員に納付するとき（現場売り）の遊漁料は次表のとおりとする。

漁具漁法	魚 種	期 間	遊 漁 料
手 釣 り 竿 釣 り	やまめ、いわな、ひめます、 にじます、ブラウントラウト、 わかさぎ、うぐい、おいかわ、 ふな、こい、オオクチバス	1 日	一般売り 1,800 円
			現場売り 4,000 円
曳縄釣り		1 年	20,000 円

2 次表左欄に掲げる者の遊漁料は、前項の規程にかかわらず次表相当右欄のとおりとする。

中学生、小学生および未就学の幼児		無 料
身体障害者（身体障害者福祉法第15条に 基づく手帳を提示したもの）	1 日	一般売り 900 円
		現場売り 2,000 円
	1 年	10,000 円

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条の遊漁料の納付を受けた時は、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証（オンラインシステムにより発行されるものを含む。以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- (1)承認期間
- (2)魚種
- (3)漁具・漁法
- (4)遊漁区域
- (5)遊漁料の額
- (6)注意事項
- (7)発行者名

2 遊漁者は遊漁承認証を他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁するときは遊漁承認証を携帯しなければならない。

- 2 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは遊漁承認証を提示しなければならない。
- 3 遊漁者は相互に適当な距離を保ち、他のものの迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 オオクチバスを生体のまま芦ノ湖漁場から持ち出してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、次の事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章を付けるものとする。

(1)氏名

(2)有効期間

(3)発行者名

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、

又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはないものとする。

附則

1. この規則は平成25年9月1日から施行する。
2. この規則は平成29年3月1日から施行する。
3. この規則は令和2年1月1日から施行する。
4. この規則は令和3年11月2日から施行する。
5. この規則は令和5年9月1日から施行する。
6. この規則は令和6年1月1日から施行する。